

現行制度の概要

1 廃棄物の定義

法律上の定義

ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによつて汚染されたものを除く。）

現行の解釈（総合判断説）

占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になった物をいい、これに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の見取り形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断。（最高裁判例も採用）

2 廃棄物の区分と処理責任

区 分	一般廃棄物	産業廃棄物
定 義	家庭から出るごみ・し尿等を中心とする産業廃棄物以外の廃棄物	事業活動から生じる廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など20種類の廃棄物
処理責任	市町村	廃棄物を排出した事業者

事業活動に伴って排出される一般廃棄物（事業系一般廃棄物）も一般廃棄物に含まれる。

有害特性がある廃棄物については、特別管理一般廃棄物、特別管理産業廃棄物という区分がさらに設けられている。

3 廃棄物処理業・施設に対する規制

一般廃棄物処理業については、市町村長の許可が必要。

一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理業・施設については、都道府県知事の許可が必要

上記の許可を不要とする特例制度として、業の許可に係る広域指定制度や、業及び施設の許可に係る再生利用認定制度がある。

現行の特例制度の概要

- (1) 指定を受けた者に対する業の許可の免除（広域再生利用指定制度等）
- 一般廃棄物（市町村長の許可の免除）
 - ・広域的な再生利用に対する環境大臣の指定（廃スプリングマットレス）
 - ・家電リサイクル法に係る収集運搬を行う運輸事業者に対する環境大臣の指定
 - ・再資源化等に協力することが適切である製造業者等に対する環境大臣の指定（廃パソコン、廃二次電池）
 - ・再生利用の目的となる廃タイヤの処理について産業廃棄物処理業の許可を受けていること等の要件を満たせば、一般廃棄物処理業の許可が不要
 - 産業廃棄物（都道府県知事の許可の免除）
 - ・広域的な再生利用に対する環境大臣の指定（廃パソコン、石膏ボード、廃パチンコ台等）

(2) 環境大臣の認定を受けた者に対する業・施設設置の許可の免除(再生利用認定制度)

認定基準

- ・再生利用の内容が、生活環境保全上支障がないものであること
- ・再生利用を行う者及び施設が適正かつ確実な再生利用を確保するための一定の基準に適合していること

対象となる廃棄物

ア 一般廃棄物

- ・廃ゴムタイヤ(セメント原材料として再生利用する場合)
- ・廃プラスチック類(製鉄還元剤として再生利用する場合)
- ・廃肉骨粉(セメント原材料として再生利用する場合)

イ 産業廃棄物

- ・廃ゴムタイヤ(セメント原材料として再生利用する場合)
- ・廃プラスチック類(製鉄還元剤として再生利用する場合)
- ・建設無機汚泥(スーパー堤防の築造材として再生利用する場合)

4 排出者責任等

一般廃棄物については、市町村が処理責任を負うが、排出者である国民も市町村への協力等、一定の責任を負う。

産業廃棄物については、排出事業者が処理責任を負う。

産業廃棄物の排出事業者にマニフェスト(管理票)の交付及び最終処分が適正に行われたかをマニフェストによって確認することを義務付け。マニフェストの交付違反者、一定の要件に該当する排出事業者等は、自らが排出した産業廃棄物が不法投棄された場合、その撤去責任を負う。

不法投棄された産業廃棄物について、都道府県が行う原状回復に対する支援を行う基金を、国・産業界の出えんにより設置。

5 拡大生産者責任(EPR: Extended Producer Responsibility)

「製品に対する生産者の物理的責任及び/又は経済的責任を、製品のライフサイクルの使用後の段階にまで拡大する環境政策上の手法」(OECDの定義)

我が国においては、循環型社会形成推進基本法における拡大生産者責任の一般原則の明示や、リサイクル関連法における拡大生産者責任の具体化を実施。

現行制度における拡大生産者責任

(1) 廃棄物処理法

市町村による処理が困難な指定一般廃棄物(ゴムタイヤ・テレビ・冷蔵庫・スプリングマットレス)について、事業者に適正処理のために必要な協力を求めることができる。

(2) 資源有効利用促進法

パソコン・小型二次電池について、事業者回収・再資源化の自主的な取組等を求めている。

(3) 個別リサイクル法

容器包装リサイクル法

容器包装廃棄物について、事業者引取・再商品化を義務付け。

家電リサイクル法

市町村による処理・リサイクルが困難な特定家庭用機器廃棄物(エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機)について、小売業者に収集、製造業者に引取・再商品化を義務付け。

自動車リサイクル法(平成17年1月までに施行)

使用済自動車について、製造業者にフロン類・エアバッグ・シュレッダーダストの引取・再資源化等を義務付け。